

障害者総合支援法による総合的な支援

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービスです。障害福祉サービスを受けられる障がい者の範囲には、難病患者等も含まれます。介護保険の被保険者は、原則として介護保険サービスが優先となります。

自立支援給付（国の制度に基づく事業）

障害福祉サービス

○ 介護給付

- 居宅介護
- 同行援護
- 療養介護
- 短期入所
- 重度障害者等包括支援
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 生活介護
- 施設入所支援

○ 訓練等給付

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）
- 就労選択支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労移行支援
- 自立生活援助
- 就労定着支援
- 共同生活援助

計画相談支援

補装具（P32 参照）

地域相談支援

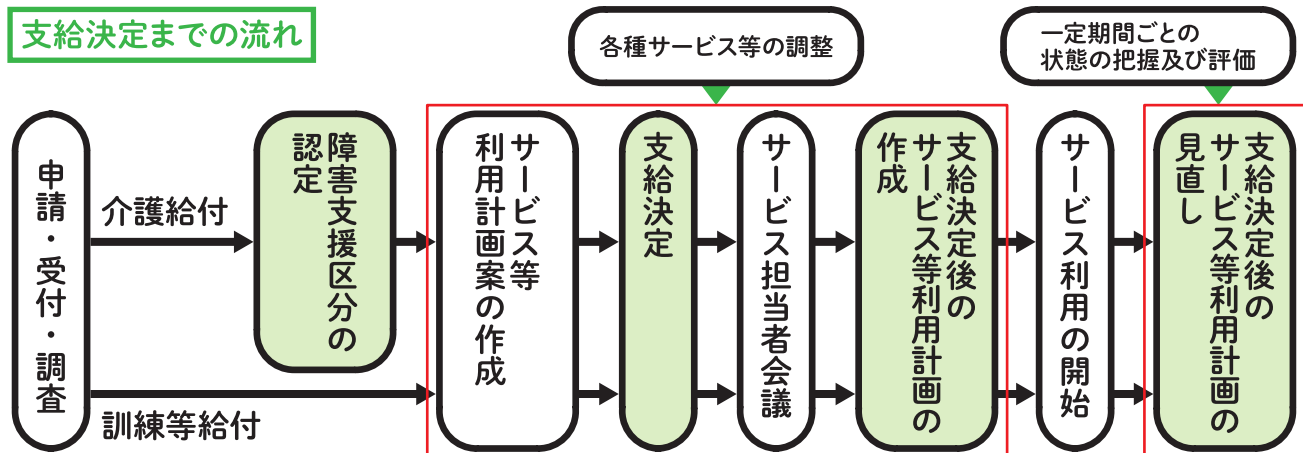
自立支援医療（P22 参照）

高額障害福祉サービス等

地域生活支援事業（市が実施する事業）

- 相談支援
- 意思疎通支援事業（手話通訳・要約筆記派遣等）
- 日常生活用具の給付
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 医療的ケア児等コーディネーター事業
- 日中一時支援
- 訪問入浴サービス
- 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業
- 居住サポート事業
- 併行通園事業

支給決定までの流れ



利用者負担

原則として利用者の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限があります。（非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし）
また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

1. 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）

障がい福祉課 支援係 TEL : 939-1212 内線 : 3155・3156・3160

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

訪問系サービス

※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

居宅介護→介護給付

障がい者等の自宅で、「入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談」および助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護→介護給付

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護→介護給付

視覚障がいにより、移動に困難を有する障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います。

行動援護→介護給付

知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がい者等で、常時介護を必要とする方に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。

重度障害者等包括支援→介護給付

常時介護を必要とする障がい者等で、意思疎通を図ることに著しい支援が必要な方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方、並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する方に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助および共同生活援助を包括的に提供します。

自立生活援助→訓練等給付

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者で、理解力や生活力等に不安のある方に、一定期間にわたり定期的な巡回訪問等を行い、必要な助言や連絡・調整を行います。

居住系サービス

※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

施設入所支援→介護給付

施設に入所している障がい者等に、主に夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）→訓練等給付

共同生活の住居に居住している障がい者等に、地域で共同生活を営むために必要な日常生活上の相談や援助を行います。

日中活動系サービス

※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

療養介護→介護給付

病院で常時介護を必要とする障がい者等に、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養用の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

生活介護→介護給付

施設等で常時介護を必要とする障がい者等に、主に昼間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力向上のために必要な援助を行います。

短期入所（ショートステイ）→介護給付

自宅で障がい者の介護を行う方の疾病等により、障がい者を介護できない場合に、障害者支援施設、児童福祉施設、その他以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な支援を行います。

自立訓練（機能訓練）→訓練等給付

障がい者等に、施設や自宅などにおいて、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

自立訓練（生活訓練）→訓練等給付

障がい者等に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談および助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練→訓練等給付

障がい者等に、居室等を提供し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。

就労選択支援事業→訓練等給付

令和7年10月開始予定
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った仕事探しができるように支援を行います。

就労移行支援事業→訓練等給付

就労を希望する 65 歳未満の障がい者で、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

就労継続支援 A 型（雇用型）→訓練等給付

企業等に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

就労継続支援 B 型（非雇用型）→訓練等給付

企業等に雇用されることが困難な方のうち就労移行支援事業等を利用したが企業等の雇用に結びつかない方、その年齢や心身の状態その他の事由により引き続き当該事業所での雇用が困難な方、その他の企業等に雇用されることが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

就労定着支援→訓練等給付

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を利用し、一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う生活面の課題がある方の就労の継続を図るために、企業や自宅等への訪問や、事業所や関係機関との連絡調整を行い、就労に伴う生活面の課題解決に向けて必要となる支援を行います。

2. 地域相談支援

※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係

TEL：939-1212 内線：3155・3156・3160

地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者その他のほかの地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

地域定着支援

自宅において単身等で生活する障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

3. 計画相談支援

※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係

TEL：939-1212 内線：3155・3156・3160

サービス利用支援

障害福祉サービス等を利用しようとする場合に、障がい者の心身の状況、その置かれた環境、サービス利用についての意向等をもとに、サービス等利用計画を作成し、サービスを提供する事業者との連絡調整などを行います。

継続サービス利用支援

サービスの利用を開始した障がい者に対し、サービスの利用状況などを確認し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直し等を行います。

4. 高額障害福祉サービス等給付費

障がい福祉課 支援係

TEL：939-1212 内線：3155

高額障害福祉サービス等給付費等の支給

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合に、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

5. 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する市町村事業であり、全国的な統一基準の介護給付サービスや訓練等給付サービスと併せて、障がいのある方が地域で自立し生活を送ることができるよう実施するものです。

相談支援事業

※P14 参照

障がい者やその家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供、虐待防止や権利擁護のために必要な支援を行います。

意思疎通支援事業

※P36 参照

聴覚障がい者や言語機能障がい者の公的機関での手続きや通院等に手話通訳者等を派遣します。また、障がい福祉課に手話通訳者を設置します。

日常生活用具給付事業

※P33 参照

障がいのある方に対し、障がいの種別や程度に応じて、特殊寝台、入浴補助用具などの日常生活に利便性がある用具を給付します。

移動支援事業（ヘルパーによる外出支援）

※事業所については P50～P53 参照

屋外での移動に困難がある障がい者等に、地域での自立生活および社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ創作的活動または生産活動の機会の提供および社会との交流の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を行います。

※「基礎的事業」に加えて「Ⅰ型～Ⅲ型」までの事業を行います。

Ⅰ型：相談事業や専門職員の配置による地域の社会基盤との連帯強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業
Ⅱ・Ⅲ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業

【地域活動支援センター一覧】

	事業所名	運営主体	所在地	電話番号
1	おきなわ(Ⅰ型)	公益社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会	高原 7-35-1	TEL : 930-1703
2	よつば(Ⅲ型)	特定非営利法人 沖縄市障がい者福祉協会	中央 2-6-45	TEL : 989-1710
3	ワークスペース アトリエ太陽(Ⅲ型)	特定非営利法人 地域福祉保健推進協会	登川 1-7-26	TEL : 989-1636

日中一時支援 ※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として、見守り等の支援が必要な障がい者等に日中における活動の場を提供します。

重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

自力または家族の介助のみでは入浴することができない重度身体障がい者等に、訪問により自宅において入浴するのに適した浴槽を運搬または、入浴設備を整えた車両等を設置して入浴の支援を行います。

対象

次のすべてに該当する方

- ① 居宅介護等での入浴が困難な方
- ② 家族介助での入浴が困難な方
- ③ 医師の許可を得ている方
- ④ 感染症疾患を有していない方

【訪問入浴サービス事業所一覧】

	事業名	所在地	電話番号
1	みるく福祉サービス	うるま市赤道 8-11	TEL : 973-1197
2	うるまケアセンター	うるま市みどり町 5-14-7	TEL : 972-3661
3	浦添中央ケアセンター	浦添市西原 1-13-1	TEL : 874-6631
4	訪問入浴事業所 なぐ交じり	名護市為又 856-11	TEL : 0980-43-6585

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な障がい者等が入院した際に、医療に携わる者等とのコミュニケーション支援およびこれに伴う見守りを行います。

※入院時における意思疎通の円滑化を図る支援およびこれに伴う見守り以外のサービスは対象外

居住サポート事業

P38 参照

賃貸契約における住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居支援や居住継続支援を行い、入居の機会の確保および入居後の居住を継続する支援を行います。

併行通園事業

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等が、保育所や幼稚園等へ通園する場合に、事業所から支援者を保育所や幼稚園等へ派遣し、受入れの事前調整や児童の状態に応じた医療ケア、活動の範囲の助言等を行います。

医療的ケア児等コーディネーター事業

医療的ケア児等(医療的ケアが必要な児童・重度心身障害児)とその家族が安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターが相談支援を行います。

◎地域生活支援事業の利用を希望される方は、あらかじめ市に申請し、利用の承認を受ける必要があります。

児童福祉法に基づく障がい児支援

児童福祉法に基づく障がい児福祉サービスです。

障害児支援

障害児通所支援

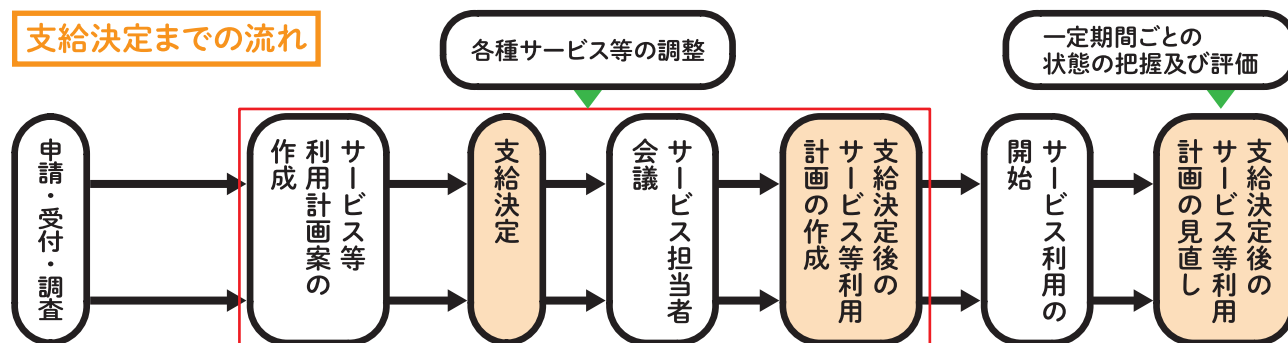
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居住訪問型児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

障害児相談支援

障害児入所支援

高額障害福祉サービス等

支給決定までの流れ



利用者負担

原則として利用者の1割を負担していただきます。ただし、負担額には世帯の所得に応じて1か月あたりの負担上限があります。（非課税世帯、生活保護世帯は自己負担なし）

また、利用するサービスによっては、食費や光熱水費等の自己負担があります。

1. 障害児通所支援

※事業所については、P50～P53「関係機関・施設等一覧表」参照

障がい福祉課 支援係

TEL: 939-1212 内線: 3155・3156・3160・4100

障害福祉サービスには、全国的な統一基準で行うサービスがあります。これらを機能別に区分すると次のようになります。

児童発達支援

児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通って、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹に機能障がいのある児童が、医療型児童発達支援センターなどに通い、児童発達支援および治療を行います。

放課後等デイサービス

通学中の障がい児が、授業の終了後、または休日にサービスを提供する事業所などに通って、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

保育所等訪問支援

保育所など、障がい児が集団生活を営む場などを訪問し、集団生活への適応のための専門的支援などを行います。

居住訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がい児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、その障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

2. 障害児相談支援

障がい福祉課 支援係

TEL: 939-1212 内線: 3155・3156・3160・4100

障害児支援利用援助

障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の一定期間ごとの状態の把握および評価を行い、必要に応じ計画の変更等を行います。

3. 障害児入所支援

コザ児童相談所 TEL : 937-0859 FAX : 938-7288

福祉型障害児入所施設

施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設です。

医療型障害児入所施設

施設において、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与および治療を行うことを目的とする施設です。

4. 高額障害福祉サービス等

障がい福祉課 支援係 TEL : 939-1212 内線 : 3155・3156・3160・4100

高額障害福祉サービス等

同世帯に障害福祉サービス等を利用する方がいる場合や、1人で複数の障害福祉サービス等を利用している場合、世帯における1か月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと超過分の金額が払い戻される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

補装具・日常生活用具等

日常生活の能率の向上または便宜を図るため、補装具費を給付または日常生活用具を給付するものです。ただし、世帯の市町村民税額に応じて自己負担があります。

1. 補装具の給付

障がい福祉課 給付係 TEL : 939-1212 内線 : 3154・3157・3158

対象

身体障害者手帳を交付されている方および難病患者等。ただし、介護保険被保険者で介護保険に定める福祉用具が貸与されている方を除く。所得制限あり。

内容

障がい者等の失われた身体機能を補完または代償する補装具が必要であると更生相談所等の医師が判定したとき、障がいの内容および程度に応じ補装具の交付、修理、借受けに対する費用の支給が受けられます。詳しくは、障がい福祉課給付係にお問い合わせください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 医学的判定（意見）書等
- 補装具の見積書（特定医療費指定難病受給者証）
- 市町村民税課税（非課税）証明書（その年の1月1日に沖縄市に住民登録のない方）
- マイナンバーカード（※P49参照）
- 生活保護証明書（生活保護受給の方）
- 代理申請の場合、代理の方の本人確認できるもの

補装具の種目

区分	種目	名称
義肢	義手	肩義手・手義手・上腕義手・手部義手・肘義手・手指義手・前腕義手
	義足	股義足・果義足・大腿義足・足根中足義足・膝義足・足指義足・下腿義足
装具	下肢装具	長下肢装具・足底義足・短下肢装具・股装具・ツイスター・肘装具・先天性股脱装具 内反足装具
	靴型装具	靴型装具
	体幹装具	頸椎装具・仙腸装具・胸椎装具・側彎矯正装具・腰椎装具
	上肢装具	型装具・把持装具・肘装具・MP（屈曲および伸展）装具・手背屈装具・長対立装具 指装具・短対立装具・BFO
姿勢保持装置	姿勢保持装置	姿勢保持装置
その他	盲人安全つえ	普通用・携帯用
	義眼	普通義眼・特殊義眼・コンタクト義眼
	眼鏡	コンタクトレンズ・矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡
	補聴器	重度難聴用箱型・重度難聴用耳掛型・高度難聴用箱型・高度難聴耳掛型・挿耳型 骨導式箱型・骨導式眼鏡型
	車いす	普通型・リクライニング式普通型・ティルト式普通型・リクライニング・ティルト式普通型等
	電動車いす	普通型、リクライニング式、電動リクライニング式、電動リフト式等